

検査対象	対象数	検査の根拠法令
都市銀行	6	銀行法第25条
長期信用銀行	2	長期信用銀行法第17条
信託銀行	27	銀行法第25条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条
地方銀行	64	銀行法第25条
第二地方銀行	53	銀行法第25条
信用金庫	327	信用金庫法第89条
労働金庫	22	労働金庫法第94条
信用協同組合	192	協同組合による金融事業に関する法律第6条
生命保険会社	42	保険業法第129条 保険業法第201条
損害保険会社	54	
証券会社	279	証券取引法第59条 外国証券業者に関する法律第31条
投資信託委託業者	85	投資信託及び投資法人に関する法律第39条
投資顧問業者	614	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第36条
信用農業協同組合連合会等	47	農業協同組合法第94条
信用漁業協同組合連合会	33	水産業協同組合法第123条

(注1) 対象数については、平成15年3月31日現在。

(注2) 信用金庫については、信金中央金庫を含む。

(注3) 労働金庫については、労働金庫連合会を含む。

(注4) 信用協同組合については、全国信用協同組合連合会を含む。

政策金融機関及び日本郵政公社に対する検査の根拠法令

検査対象	検査の根拠法令
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法第43条、第43ノ2 商工組合中央金庫法第43条ノ2の検査の権限の委任に関する政令第1条
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法第30条、第30条の2 国民生活金融公庫法施行令第23条
住宅金融公庫	住宅金融公庫法第32条、第32条の2 住宅金融公庫法施行令第32条
農林漁業金融公庫	農林漁業金公庫法第30条、第30条の2 農林漁業金公庫法施行令第16条
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法第31条、第31条の2 中小企業金融公庫法施行令第18条
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法第37条、第37条の2 公営企業金融公庫法施行令第17条
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法第33条、第33条の2 沖縄振興開発金融公庫法施行令第9条の2
国際協力銀行	国際協力銀行法第53条、第53条の2 国際協力銀行法施行令第30条
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法第50条、第50条の2 日本政策投資銀行法施行令第27条
日本郵政公社	日本郵政公社法第58条、第59条 日本郵政公社法施行令第28条